

相談支援従事者研修事業の実施について（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

新	旧
障発第 0421001 号	障発第 0421001 号
平成 18 年 4 月 21 日	平成 18 年 4 月 21 日
一部改正 障発第 0725001 号	一部改正 障発第 0725001 号
平成 19 年 7 月 25 日	平成 19 年 7 月 25 日
一部改正 障発第 0626001 号	一部改正 障発第 0626001 号
平成 20 年 6 月 26 日	平成 20 年 6 月 26 日
一部改正 障発第 1026 第 1 号	一部改正 障発第 1026 第 1 号
平成 23 年 10 月 26 日	平成 23 年 10 月 26 日
一部改正 障発第 0702 第 6 号	一部改正 障発第 0702 第 6 号
平成 24 年 7 月 2 日	平成 24 年 7 月 2 日
一部改正 障発第 0329 第 17 号	一部改正 障発第 0329 第 17 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障発第 0507 第 4 号	一部改正 障発第 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日	令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発第 0910 第 1 号	一部改正 障発第 0910 第 1 号
令和元年 9 月 10 日	令和元年 9 月 10 日
一部改正 障発第 0331 第 18 号	一部改正 障発第 0331 第 18 号
令和 2 年 3 月 3 1 日	令和 2 年 3 月 3 1 日
一部改正 障発第 0331 第 12 号	一部改正 障発第 0331 第 12 号
令和 3 年 3 月 3 1 日	令和 3 年 3 月 3 1 日
一部改正 障発第 0331 第 10 号	一部改正 障発第 0331 第 10 号

令和4年3月31日
一部改正こ支障第34号
障発第0630第7号
令和5年6月30日
一部改正こ支障第68号
障発第0324第9号
令和7年3月24日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(別添)

相談支援従事者研修事業の実施について

1～2 略

3 実施内容

(1) 略

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

令和4年3月31日
一部改正こ支障第34号
障発第0630第7号
令和5年6月30日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(別添)

相談支援従事者研修事業の実施について

1～2 略

3 実施内容

(1) 略

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む。）しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

② 略

(3) 略

4～11 略

(別表1)～(別表3) 略

(別紙1)～(別紙2) 略

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む。）しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注) 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間において、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

② 略

(3) 略

4～11 略

(別表1)～(別表3) 略

(別紙1)～(別紙2) 略